

※ はじめに ※

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請または受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査などを行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、または、補助金受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年 10.95% の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（いわゆる補助金等適正化法）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰を科す旨規定されています。



一般社団法人次世代自動車振興センター 個人情報保護について



当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法など個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント

※ クリーンエネルギー自動車のことを CEV と呼んでいます。(Clean Energy Vehicle の略)

I-1 全体の流れ

: センター

: 申請者

1. 補助金交付申請の募集

- ↓
- ▶ 募集(補助金交付申請の受付)には、条件や期限がありますので注意して下さい。

2. 補助対象車両の購入・リースと登録・届出

- ↓
- ▶ 補助金の交付対象になる車両は、クリーンエネルギー自動車としてセンターが承認した車種です。これを「補助対象車両」といいます。
 - ▶ 購入した補助対象車両は、補助金交付申請の前に、登録(軽自動車等は届出)と車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了させて下さい。

3. 補助金交付申請書類の提出

- ↓
- ▶ 補助金の交付を申請する車両 1 台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付して提出下さい。
 - ▶ 補助金交付申請書類は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付はいたしません。
- ☆(注意) 補助金交付申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

4. 補助金交付申請書類の審査

- ↓
- ▶ 補助金交付申請書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
 - ▶ 大量の申請書を順次審査しておりますので、期間は概ね 2 ヶ月程度かかります。(申請受付開始当初等で申請書類が集中した場合はさらにかかるとも場合があります。)
- ☆(注意) 補助金交付申請書類の審査状況について、お電話での問い合わせはご遠慮下さい。審査状況は、センターのホームページで確認することができます。

5. 補助金交付決定

- ↓
- ▶ 補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」で交付金額をお知らせします。

6. 補助金交付(振込み)

- ↓
- ▶ 「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の発行後 1 週間程度で申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。

7. 車両(財産)の一定期間の保有

- ▶ 補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、初度登録(届出)日から4年又は3年の定められた期間(取得財産等の処分制限期間)は保有が義務付けられています。
期限内に処分した場合は原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。
- ▶ センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

I-2 重要ポイント(令和元年度補正事業)

◎令和元年度補正事業では、EV、PHV、FCV は給電機能が標準装備、又はオプション設定のある車両が補助対象です。なお、オプション設定があればオプション選択の有無にかかわらず補助金を申請できます。

◎「給電機能のない車両」、「クリーンディーゼル自動車」及び「側車付き二輪・原付二輪」等は令和2年度予算事業で補助対象となる予定です。また、車両区分では「ミニカー」、機器区分では「V2H 充放電設備・設置工事費」が補助対象となります。

《予算年度と補助対象》

補助対象車両種類・機器		給電機能※	令和元年度補正	令和2年度
車両	電気自動車	標準装備 オプション設定有	○	○
		無	×	○
	プラグインハイブリッド自動車	標準装備 オプション設定有	○	○
		無	×	○
	燃料電池自動車	標準装備 オプション設定有	○	○
		無	×	○
	ミニカー	—	○	○
クリーンディーゼル自動車	—	×	○	
側車付き二輪・原付二輪	—	×	○	
機器	外部給電器	—	○	○
	V2H	—	○	○

※給電機能のオプション設定があれば、装備の有無にかかわらず補助の対象となります。

◎補助金制度の一部見直しにより、補助対象とならない車両や補助金交付額が変更となる車両があります。センターホームページの「補助対象車両一覧」で確認下さい。

◎補助金交付申請書は、項目名等の若干の変更があります。令和元年度補正用(R1h)の補助金交付申請書をセンターホームページからダウンロードして使用して下さい。(旧様式の申請書では受付出来ません。)

◎補助金交付申請の受付開始日及び申請車両の初度登録(届出)日は、下段の「補助金の募集要件」に記載の通りです。

補助金の募集要件

●補助金交付申請の受付開始日及び申請車両の初度登録(届出)日は次の通りです。

補助金申請書受付開始日	2020年3月13日～2021年3月1日(必着)
申請対象となる車両の初度登録日	2020年2月22日～2021年2月19日

※2020年2月21日以前の初度登録車両は補助金申請の対象外です。

※補助金申請受付開始当初の例外として、初年度登録日が2020年2月22日～4月30日の車両の補助金申請書の提出期限は、2020年6月30日(消印有効)までとします。

●個別車両ごとの補助金交付申請書の提出期限は次の通りです。

- ▶ 車両代金の全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きが完了した上で(リース会社が申請する場合はリース契約締結完了した上で)、初度登録(届出)の日から1ヶ月以内です(翌月の前日までの消印有効)。

但し、代金の支払い事務手続きの関係で、車両登録日までに車両代金の支払いが完了しない場合は、例外的に、初度登録日(届出日)の翌々月の末日までの提出を認めます。(消印有効)

<補助金交付申請書の提出期限の例(当月10日に初度登録(届出)した車両)>

当月	翌月	翌々月
▽10日 初度登録(届出)	▽9日(消印有効) 提出期限	▽31日(消印有効) (例外的)提出期限

- 補助金交付申請書は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付は行いません。
☆(注意)補助金交付申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

補助対象車両の購入・リースと登録・届出

- (1)補助対象車両は、センターが承認した車種のみです。

補助対象車両は随時更新されますので、最新情報はセンターのホームページで確認して下さい。

☞当冊子作成時点の補助対象車両は「(添付1)銘柄ごとの補助金交付額」(I-7 ページ)参照。

- (2)補助対象車両としてセンターが承認した車種でも、以下の場合は補助対象になりません。

- 既に補助金の交付を受けた車両。補助金の交付は車両ごとに1回限りです。
- 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「事業用」の車両。補助金交付は「自家用」に限ります。
- 地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車。
- 中古の輸入車は日本では初度登録でも補助金交付対象外です。

- (3)補助金交付申請者と車検証上の所有者・使用者は補助対象車両の購入形態別に以下の通りである必要があります。

購入形態	申請者	車検証上の所有者・使用者	
		所有者	使用者
①車両販売会社から購入	車両購入者	車両購入者(申請者)	車両購入者(申請者)
②所有権留保付ローン購入	車両購入者	車両販売会社 又はローン会社	車両購入者 (申請者)
③リース車の貸与	リース会社	リース会社	車両の借受人(契約者)

☆(注意) 手形による購入の場合は、補助金の交付はできません。

☆(注意) 法人による購入及び法人が車両の借受人である場合に限り、当該法人の役員又は従業員が申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得したことによって、検査証上の使用者となっている場合も申請を認めます。(II-3 ページ又はII-24 ページ参照)

補助金交付申請書類の提出

- (1)補助金交付申請ができるのは、①地方公共団体・その他の法人②個人③リース会社です。

☆(注意) 独立行政法人は申請できません。

☆(注意) 自動車販売を営む法人は、申請できる車両に制限があります。☞ 詳細は 注1)参照。

☆(注意) ①地方公共団体・企業等の法人及び③リース会社の場合は、補助金申請書内に、法人番号の記入が必要です。補助金の交付を受けた場合には、その情報が国の法人インフォメーションサイトにおいて公表されます。

(2) 補助金交付申請には以下の条件もあります。

- ①国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請をすることはできません。ただし、センターが定める「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」は重複して申請することができます。(申請する際の条件は「安全運転サポート車普及促進事業補助金」でご確認下さい。)
地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。
- ②個人が購入する電気自動車の場合は、CO₂排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業を実施する「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会が必要で、入会手続きはセンターが行います。

【入会手続きの流れ】

☞ J-クレジット制度の詳細は 注2) 参照

- 補助金交付申請書で入会の同意をいただきますと、補助金交付決定時にセンターから送付する「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の下段に「J-グリーン・リンケージ倶楽部」に入会されたことも記載します。
 - 入会者(補助金交付申請者)の情報を「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ提供します。(個人情報 は厳重に管理されます)
提供する個人情報は、氏名、住所、電話番号、車両名、型式、車両登録番号、車台番号、燃費(電費 km/kWh)、登録年月日、購入価格、補助金交付額です。
 - 後日、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」の事務局から、ご協力依頼の連絡があります。
- ☆(注意) CO₂排出削減事業を行う他の団体に入会する場合や補助金交付申請者自らがCO₂排出削減事業を行う場合には、入会の必要はありません。
- ☆(注意) 電気自動車でも型式が「不明」となっている車種、原動機付自転車、側車付二輪車は入会の必要はありません。

③反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。申請者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。また、法人(地方公共団体を除く)の場合は、センターの指定様式の役員名簿の提出が必要です。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-10ページ(添付4)参照

注1) 自動車販売業者の申請車両制限

④自動車販売を営む全ての法人に対する制限

✖ 展示車、試乗車等の販売促進活動で使用される車両は申請できません。

⑤自動車販売を営む法人のうち、特に以下の①②の両方に該当する法人に対する制限 (下記の①または②の一方のみ該当する自動車販売業者は、⑤の制限は受けません)

- ①直近の会計年度の総売上に占める新車販売売上の比率が15%超である
- ②直近の会計年度における新車販売台数が20台超である

✖ 当該法人が、補助金交付申請をしようとする車両(当該車両)と同一名称の車両について、当該車両の初度登録日を起点に、その前一年以内に販売している場合、あるいはその後一年以内に販売する予定がある場合は申請できません。

☆(注意) 当制限の対象となる車両は、車検証上の所有者が自動車販売業者(法人)である車両及びリース車両で自動車販売業者(法人)が使用者である車両です。

注2) J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスに関して、省エネルギー機器の導入による排出削減量、森林経営などによる吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。個々の電気自動車購入者が入会手続きをすることは煩雑なのでセンターでまとめて入会し、国としての温室効果ガスの排出削減としてクレジット化され、売却されます。購入者には還元されません。センターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」です。

車両(財産)の一定期間の保有義務

- 補助金を受けたクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、原則として、定められた期間(初度登録(届出)から日4年又は3年)は保有が義務付けられます。(この期間を「処分制限期間」といいます)
- やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前に手続きが必要です。また、補助金の返納が必要となります。

☞ 取得財産等の処分制限期間は、I-9ページ参照

☞ 手続きの詳細は、「Ⅲ. 計画変更・財産処分等の手続き」を参照

【取得財産等の処分に該当する行為】

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって、地球温暖化の原因とされるCO₂や大気汚染の原因となる有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

- センターでは、補助金を交付した車両の保有状況を定期的に調査しています。センターの承認を得ずに、処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求められることがあります。

(参考)当補助金に適用される税法上の扱い

○当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。

具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談下さい。

補助金額の算定方法

- 補助金額は、購入価格には関係なく、クリーンエネルギー自動車の区分ごとに定められた方法で算定し、車種・グレードごとに定額(千円単位)です。算定金額が15千円未満となる車両には補助金交付はありません。また、クリーンエネルギー自動車の区分ごとに上限額があります。

(参考) クリーンエネルギー自動車の区分ごとの補助金額算定方法

①電気自動車(除く側車付二輪自動車、原動機付自転車)

- 補助金額は、一充電走行距離(km)に応じて算定されます。
- 給電機能が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする

<普通自動車(3ナンバー車)>

$$\text{補助金額} = \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{一充電走行距離 1km 当たりの} \\ \text{補助単価 2 千円/km} \\ \hline \end{array} \right] \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{一充電走行距離} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 200 \\ \hline \end{array} \right)$$

<普通自動車(3ナンバー車以外)・小型自動車・軽自動車>

$$\text{補助金額} = \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{一充電走行距離 1km 当たりの} \\ \text{補助単価 1 千円/km} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{一充電走行距離} \\ \hline \end{array}$$

②プラグインハイブリッド自動車(EV 走行換算距離が40km 以上の車両に限る)

- 補助金額は、一律 200 千円です。
- 給電機能が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする

③燃料電池自動車

- 補助金額は、クリーンエネルギー自動車の車両本体価格(定価)と同種・同格のガソリン自動車の車両本体価格(定価)等との差額を基準に算定されます。
- 給電機能が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする

$$\text{補助金額} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{①車両本体価格} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{②基準額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{③補助率} \\ \hline \end{array}$$

①車両本体価格	・メーカー希望小売価格(いわゆる定価)で、消費税抜きの価格。
②基準額	・クリーンエネルギー自動車と同種・同格のガソリン自動車(ベース車両)の価格。
③補助率	燃料電池自動車(2/3)

④電気自動車(ミニカー)

- 補助金額は、一般使用は一律 200 千円、カーシェアリング等のサービスユースは一律 300 千円です。

●クリーンエネルギー自動車の区分ごとの補助金上限額

クリーンエネルギー自動車の種類	補助金上限額
○電気自動車	400千円
○プラグインハイブリッド自動車	200千円
○燃料電池自動車	2, 250千円
○電気自動車(ミニカー) 一般使用	200千円
○電気自動車(ミニカー) カーシェアリング	300千円

(添付1)

銘柄ごとの補助金交付額

【電気自動車】

2020年3月13日現在

メーカー名・車名	型式	補助金交付額 (千円)		参考		
		給電機能の有無 ※1		一充電 走行距離 km	定価(円) ※4	補助率
		有※2	無※3			
日産 e-NV200バン	GXルートバン(40kWhモデル)	320	—	300	3,662,000	1/1
	GX 2人乗り(40kWhモデル)	320	—	300	3,662,000	1/1
	GX 5人乗り(40kWhモデル)	320	—	300	3,754,000	1/1
日産 e-NV200ワゴン	G 5人乗り(40kWhモデル)	220	—	300	4,260,000	1/1
	G 7人乗り(40kWhモデル)	220	—	300	4,410,000	1/1
日産 e-NV200バン	GXルートバン 16モデル	210	—	190	3,253,000	1/1
	GX 2人乗り 16モデル	210	—	190	3,253,000	1/1
	GX 5人乗り 16モデル	208	—	188	3,464,000	1/1
	VXルートバン 16モデル	210	—	190	3,050,000	1/1
	VX 2人乗り 16モデル	210	—	190	3,050,000	1/1
	VX 5人乗り 16モデル	208	—	188	3,265,000	1/1
日産 リーフ	S	420	—	400	3,024,000	1/1
	X	420	—	400	3,472,000	1/1
	X 10万台記念車	420	—	400	3,433,000	1/1
	X Vセレクション	420	—	400	3,688,000	1/1
	G	420	—	400	3,809,000	1/1
	NISMO	320	—	350	3,734,000	1/1
	e+ X	420	—	570	4,010,000	1/1
	e+ G	420	—	570	4,544,000	1/1
	AUTECH(20モデル)	378	—	379	3,722,000	1/1
	e+ AUTECH(20モデル)	420	—	534	4,260,000	1/1
	AUTECH(19モデル)	400	—	390	3,640,000	1/1
	e+ AUTECH(19モデル)	420	—	560	4,104,000	1/1
普通自動車 日産 リーフ	24S (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	76	—	228	2,526,000	1/1
	24S	76	—	228	2,596,000	1/1
	24S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	76	—	228	2,806,000	1/1
	24S エアロスタイル	76	—	228	2,876,000	1/1
	24X (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	76	—	228	2,943,000	1/1
	24X	76	—	228	3,013,000	1/1
	24X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	76	—	228	3,243,000	1/1
	24X エアロスタイル	76	—	228	3,313,000	1/1
	24G (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	76	—	228	3,286,000	1/1
	24G	76	—	228	3,356,000	1/1
	24G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	76	—	228	3,536,000	1/1
	24G エアロスタイル	76	—	228	3,606,000	1/1
	30S (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	180	—	280	2,891,000	1/1
	30S	180	—	280	2,961,000	1/1
	30S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	180	—	280	3,171,000	1/1
	30S エアロスタイル	180	—	280	3,241,000	1/1
	30X (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	180	—	280	3,308,000	1/1
	30X	180	—	280	3,378,000	1/1
	30X thanks edition (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	180	—	280	3,378,000	1/1
	30X thanks edition	180	—	280	3,448,000	1/1
30X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	180	—	280	3,608,000	1/1	
30X エアロスタイル	180	—	280	3,678,000	1/1	
30X エア thanks edition (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	180	—	280	3,648,000	1/1	
30X エアロスタイル thanks edition	180	—	280	3,718,000	1/1	

メーカー名・車名	型式	補助金交付額 (千円)		参考			
		給電機能の有無 ※1		一充電 走行距離 km	定価(円) ※4	補助率	
		有※2	無※3				
普通自動車	日産 リーフ	30G (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	180	—	280	3,651,000	1/1
	30G	180	—	280	3,721,000	1/1	
	30G thanks edition	180	—	280	3,821,000	1/1	
	30G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	180	—	280	3,901,000	1/1	
	30G エアロスタイル	180	—	280	3,971,000	1/1	
	30G エアロスタイル thanks edition	180	—	280	4,226,000	1/1	
	ドライビングヘルパー 30X	180	—	280	3,725,000	1/1	
	ドライビングヘルパー 30G	180	—	280	4,068,000	1/1	
	アンシャント助手席回転シート 30X	180	—	280	3,405,000	1/1	
	アンシャント助手席回転シート 30G	180	—	280	3,748,000	1/1	
	日産 リーフ	S (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	76	—	228	2,466,000	1/1
		S 15モデル	76	—	228	2,536,000	1/1
		S エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	76	—	228	2,746,000	1/1
		S エアロスタイル 15モデル	76	—	228	2,816,000	1/1
		X (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	76	—	228	2,855,000	1/1
		X 15モデル	76	—	228	2,925,000	1/1
		X エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	76	—	228	3,135,000	1/1
		X エアロスタイル 15モデル	76	—	228	3,205,000	1/1
		X 80th 15モデル (サイド/カーテンエアバッグシステム無)	76	—	228	3,005,000	1/1
		X 80th Special Color Limited 15モデル	76	—	228	3,075,000	1/1
		X 運転席マイティグリップ (サイドエアバッグ無) 15モデル	76	—	228	2,905,000	1/1
		G (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	76	—	228	3,213,000	1/1
		G 15モデル	76	—	228	3,283,000	1/1
		G エアロスタイル (サイド/カーテンエアバッグシステム無) 15モデル	76	—	228	3,443,000	1/1
		G エアロスタイル 15モデル	76	—	228	3,513,000	1/1
		ドライビングヘルパー X 15モデル	76	—	228	3,205,000	1/1
ドライビングヘルパー G 15モデル		76	—	228	3,563,000	1/1	
アンシャント 助手席回転シート X 15モデル		76	—	228	2,952,000	1/1	
アンシャント 助手席回転シート G 15モデル	76	—	228	3,310,000	1/1		
小型・軽自動車	三菱 i-MiEV X	ZAA-HD4W	184	—	164	2,730,000	1/1
三菱 ミニキャブ・ミーブ	CD(16.0kWh) (4人)	ZAB-U68V	170	—	150	1,991,000	1/1
	CD(10.5kWh) (4人)		170	—	150	1,971,000	1/1
			120	—	100	1,638,000	1/1

※1 給電機能とは、外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる機能をいう

※2 給電機能が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする

※3 給電機能がない、又はメーカーオプション設定はあるが装備しなかった車両

※4 定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

【プラグインハイブリッド自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金交付額 (千円)		参考				
			給電機能の有無 ※1		一充電 走行距離 km	定価(円) ※4	補助率		
			有※2	無※3					
普通・ 小型 自動車	S	DLA-ZVW52	220	200	68.2	2,943,000	1/1		
	S“セーフティパッケージ”		220	200	68.2	3,042,000	1/1		
	S“Safety Plus”		220	200	68.2	3,079,000	1/1		
	S“ナビパッケージ”		220	200	68.2	3,390,000	1/1		
	S“ナビパッケージ・Safety Plus”		220	200	68.2	3,454,000	1/1		
	S“GR SPORT”		220	200	68.2	3,359,667	1/1		
	S“ナビパッケージ・GR SPORT”		220	200	68.2	3,801,667	1/1		
	A		220	200	68.2	3,243,000	1/1		
	A“ナビパッケージ”		220	200	68.2	3,636,000	1/1		
	A“Utility Plus”		220	200	68.2	3,546,000	1/1		
	A“レザーパッケージ”		220	200	68.2	3,765,000	1/1		
	Aプレミアム		220	200	68.2	3,532,000	1/1		
	Aプレミアム“ナビパッケージ”		220	200	68.2	3,950,000	1/1		
	助手席回転チルトシート車S		220	200	68.2	3,105,000	1/1		
	助手席回転チルトシート車S“ナビパッケージ”		220	200	68.2	3,552,000	1/1		
	助手席回転チルトシート車S“セーフティパッケージ”		220	200	68.2	3,204,000	1/1		
	ホンダ CLARITY PHEV		6LA-ZC5	220	—	114.6	5,445,000	1/1	
	三菱 アウトランダー PHEV		S Edition	5LA-GG3W	220	—	65.0	4,813,000	1/1
			G Premium Package		220	—	65.0	4,538,000	1/1
G Plus Package		220	—		65.0	4,166,000	1/1		
G		220	—		65.0	3,918,000	1/1		
G limited Edition		220	—		65.0	3,581,000	1/1		
	ALL BLACKS Edition	220	—	65.0	4,387,000	1/1			

※1 給電機能とは、外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる機能をいう

※2 給電機能が標準設定、又はオプション設定があり給電機能を装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする

※3 給電機能がない、又はオプション設定はあるが給電機能を装備しなかった車両

※4 定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

【燃料電池自動車】

メーカー名・車名		型式	補助金交付額 (千円)		参考		
			給電機能の有無 ※1		一充電 走行距離 km	定価(円) ※4	補助率
			有※2	無※3			
FCV	トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10	2,040	—	3,706	6,736,000	2/3
	ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4	2,100	—	4,003	7,124,000	2/3

※1 給電機能とは、外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる機能をいう

※2 給電機能が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする

※3 給電機能がない、又はメーカーオプション設定はあるが装備しなかった車両

※4 定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

【ミニカー】

メーカー名・車名		型式	補助金交付額 (千円) ※5	参考	
				定価(円) ※4	補助率
ミニ カー	B・COM ベーシック	ZAD-TAK30-BS	200	726,852	—
	B・COM デッキ	ZAD-TAK30-KS	200	795,370	—
	B・COM デリバリー	ZAD-TAK30-DS	200	836,111	—
	P・COM	ZAD-TAK30-PD	200	813,889	—

※4 定価は最新のメーカー希望小売価格(税抜)

※5 カーシェアリング等のサービスユースは300千円の定額補助とする

(添付2) 補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車の管理規程

(業務実施細則 別表5)

クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である、地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分してはならない。
取得財産等の処分とは、譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別表6に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、別表6に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部のセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

(添付3) 取得財産等の処分を制限する期間

(業務実施細則 別表6)

【クリーンエネルギー自動車】

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

種類	自家用車両※1		貸自動車業用車両※2	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
			総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン以下のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン以下のもの	3年
車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	3年
ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定める「ミニカー」	3年	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定める「ミニカー」	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

(添付4) 暴力団排除に関する誓約

(交付規程 第4条 第6条 第13条 第19条)

私(個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。